

件名	えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例							
主管課	子育て支援課							
根拠法令等	えひめこどもの城管理条例							
<p>【改正の概要】</p> <p>えひめこどもの城に複層型木製アスレチック遊具を整備することに伴い、えひめこどもの城管理条例（平成17年3月25日条例第27号）の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係） 次の項を追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複層型木製アスレチック遊具</td> <td>1人1回につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正の理由】</p> <p>○えひめこどもの城の指定管理者が、複層型木製アスレチック遊具の利用料金を収受することができるようにするため、条例の一部を改正する必要がある。</p>			区分	単位	金額	複層型木製アスレチック遊具	1人1回につき	500円
区分	単位	金額						
複層型木製アスレチック遊具	1人1回につき	500円						
施行日	令和5年3月1日							
<p>【その他参考事項】</p>								